令和８年（フ）第９６３号
宮城県黒川郡大衡村大衡字尾無51番地
債務者　亀谷　能嗣
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００７号
宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前62番地の90
債務者　齋藤　千春
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３４号
仙台市宮城野区栄２丁目12番10号　フラットアゼリア202
債務者　川野　愛美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３３号
宮城県石巻市三ツ股２丁目８番６号　市営三ツ股第二復興住宅３―36号
債務者　佐々木明子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市河原田二丁目２番８号　斉民コーポ河原田401号
債務者　齊藤　敏也
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１６９号
秋田市牛島東七丁目16番26号
債務者　遠田　千春
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５号
秋田市保戸野原の町１番10号
債務者　小沼あゆみ（旧姓加藤）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市本荘89番地　伊勢堂住宅301号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第３２号
秋田県にかほ市金浦字十二林52番地６
債務者　高橋　沙樹（旧姓酒井）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第４７号
秋田県大仙市戸地谷字川前256番地１　ＲｉｃｈＯａｋ八番館202
債務者　戸松めぐみ
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第２５４号
茨城県土浦市都和二丁目１番13―306号　県営都和アパート
債務者　小松﨑智也
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２５６号
茨城県つくば市観音台１丁目21番地９　観音台オークマンション201号
債務者　関　　千草
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９９号
埼玉県熊谷市柿沼780番地37　大幡団地10―303
債務者　石井　宏幸
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０７号
新潟市東区藤見町１丁目15番１―22号
債務者　中山美津紀
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６７号
新潟市西蒲区升潟768番地２
債務者　渡邉　勇斗
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
新潟市中央区大島31番地１、前住所新潟市江南区曽野木１丁目６番８―841号
債務者　藤﨑　　隼
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３６号
新潟市中央区西大畑町601番地48　サーパス西大畑302号
債務者　笹﨑真理子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４１号
新潟市東区石山２丁目７番47号５　蔵家Ｂ邸201号
債務者　小泉　由佳（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部